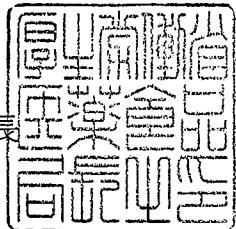


薬食発第0330005号
平成19年3月30日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長



独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令
の施行について（安全対策等拠出金制度の一部改正）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第42号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成19年4月1日より施行されることになった。

体外診断用医薬品については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成16年厚生労働省令第51号。以下「規則」という。）第34条において、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく安全対策等拠出金の納付を要しない医薬品としてきたところであるが、体外診断用医薬品に係る安全対策をより充実させる必要があることから、今般、改正省令により規則の一部を改正し、体外診断用医薬品を安全対策等拠出金の納付を要する医薬品とすることとしたので、下記の点に御留意の上、貴管下関係業者等に対し周知方御配慮願いたい。

記

1. 改正の趣旨

体外診断用医薬品については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）において、適切な安全対策を行うため製造販売業者を指導するなど、現に安全対策業務を行っているところであるが、当該業務をさらに充実させる必要があり、また、平成19年度より、体外診断用医薬品の添付文書情報を機構のホームページ上で提供することに着手することとしている。

これらの業務に必要な費用を確保する必要があることから、今般、体外診断用医薬品を安全対策等拠出金制度の対象とすることとした。



2. 改正の概要

体外診断用医薬品を安全対策等拠出金の納付を要する医薬品とともに、安全対策等拠出金に係る算定基礎取引額の算定に用いる係数を0.1と定めるもの。

3. 施行日

平成19年4月1日



(号外) 独立行政法人国立印刷局

目 次

〔府令・省令〕

- 災害救助法施行規則の一部を改正する命令
- 自動車損害賠償保障法第二十八条の三第一項に規定する準備金の積立て等に関する命令の一部を改正する命令
- (内閣府・総務・財務・厚生労働・国土交通)
- (農林水産・経済産業・国土交通)
- (水産・経済産業・国土交通)
- (鉱工業技術研究組合法施行規則)
- (財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通)
- (学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令(文部科学五))
- (学校保健法施行規則の一部を改正する省令(同六))
- (国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令(同七))
- (農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(同二))
- (内閣府・農林水産)
- (内閣府・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通)
- (農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一部を改正する命令(同四))
- (農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(同四))
- (省令)
- 地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令(総務四五)
- 総務省組織規則の一部を改正する省令(同四六)

- | 四 | 四 | 八 | 八 | 十二 | 十二 | 十六 | 十六 | 二十 | 二十 | 二十四 | 二十四 |
|---|---------------------------|---|---|---|--|---|---|---|---|---|-----|
| ○特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程等の一部を改正する省令(同二七) | ○鉱工業技術研究組合法施行規則 | ○社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(厚生労働三八) | ○薬事法施行規則の一部を改正する省令(同三九) | ○水道施設の技術的基準を定める省令(同五一) | ○水道法施行規則の一部を改正する省令(同五二) | ○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令(同四一) | ○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令(同五三) | ○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令(同五四) | ○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令(同五五) | ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の一部を改正する省令(同四九) | |
| ○振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令(同二五) | ○支出官事務規程等の一部を改正する省令(同二六) | ○あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則及び柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令(同二二) | ○あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則及び柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令(同五〇) | ○環境衛生監視員証を定める省令の一部を改正する省令(同四八) | ○文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令(同一) | ○文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令(同一) | ○文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令(同一) | ○文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令(同一) | ○文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令(同一) | ○文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令(同一) | |
| ○支出し官事務規程等の一部を改正する省令(同二四) | ○支出し官事務規程等の一部を改正する省令(同二四) | ○医療法施行規則の一部を改正する省令(同三八) | ○医療法施行規則の一部を改正する省令(同三九) | ○救急救命士法第四十八条の二の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局长に委任する権限を定める省令(同五七) | ○診療放射線技師法第二十九条の二及び診療放射線技師法施行令第十九条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局长に委任する権限を定める省令(同五八) | ○労働安全衛生規則の一部を改正する省令(同四七) | ○労働安全衛生規則の一部を改正する省令(同四七) | ○労働安全衛生規則の一部を改正する省令(同四七) | ○労働安全衛生規則の一部を改正する省令(同四七) | ○労働安全衛生規則の一部を改正する省令(同四七) | |

- | 四 | 四 | 八 | 八 | 十二 | 十二 | 十六 | 十六 | 二十 | 二十 | 二十四 | 二十四 |
|--|--|--|--|--|--|---|---|---|---|---|-----|
| ○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令(文部科学五)) | ○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(同四三) | ○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(同四二) | ○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(同五六) | ○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十三条の二及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十五条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局长に委任する権限を定める省令(同五七) | ○診療放射線技師法第二十九条の二及び診療放射線技師法施行令第十九条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局长に委任する権限を定める省令(同五八) | ○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則及び文部科学省組織構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令(同一) | ○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則及び文部科学省組織構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令(同一) | ○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則及び文部科学省組織構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令(同一) | ○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手續等に関する規則及び文部科学省組織構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令(同一) | ○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手續等に関する規則及び文部科学省組織構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令(同一) | |

- | 四 | 四 | 八 | 八 | 十二 | 十二 | 十六 | 十六 | 二十 | 二十 | 二十四 | 二十四 |
|---------------------------|--|--|--|--|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ○生活保護法施行規則の一部を改正する省令(同四六) | ○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(同四五) | ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同四五) | ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同四五) | ○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十三条の二及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十五条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局长に委任する権限を定める省令(同五七) | ○診療放射線技師法第二十九条の二及び診療放射線技師法施行令第十九条の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局长に委任する権限を定める省令(同五八) | ○労働安全衛生規則の一部を改正する省令(同四七) | ○労働安全衛生規則の一部を改正する省令(同四七) | ○労働安全衛生規則の一部を改正する省令(同四七) | ○労働安全衛生規則の一部を改正する省令(同四七) | ○労働安全衛生規則の一部を改正する省令(同四七) | ○労働安全衛生規則の一部を改正する省令(同四七) |

(以下次のページへ続く)

